

# あきる野市における住宅改修手続きについて

## (1) 住宅改修の手順

住宅改修について  
利用者とケアマネージャーの相談

### <利用者・家族との相談>

事前に十分な話し合いを行い、利用者にとって最適な住宅改修ができるよう検討します。また、工事見積りは2つ以上の施工業者に依頼することをお勧めします。

申請書類の提出・確認  
(提出書類)

- ・住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修理由書
- ・改修予定図面
- ・工事見積書(内訳書)
- ・工事着工前の写真(日付入りのもの)

### <事前申請>

必要書類の提出を行います。

住宅改修の必要性等を確認し、必要に応じて実施する訪問調査の日時などを相談します。

実際の訪問日については、本人(家族)・ケアマネージャーと調整し決定します。

市職員による現地訪問調査

- ・理由書記載内容の確認
- ・工事内容の確認
- ・本人・家族の意思の確認

### <市職員による訪問調査>

住宅改修理由書に基づき、必要に応じて市職員が現地を訪問し、確認を行います。

利用者・家族・ケアマネージャーに同席いただくことを予定しています。必要に応じて、施工業者の同席も可能です。

※書類審査で判定できる場合は、現地訪問確認を省略することもあります。

施工 → 完成

- ・施工前・施工後の写真を忘れずに撮ってください。(撮影日の入ったもの)

### <施行時について>

工事内容等が変更になった時は、速やかに市役所に連絡願います。

※手すりを増やす必要が生じた場合など

### 施工後の申請

(提出書類)

- ・改修に要した費用に係る領収書(原本)
- ・工事費内訳書
- ・改修前後の状態を確認できる写真  
(日付入りのもの)

### ＜施工後の申請＞

工事費内訳書については、「一式」という書き方では受付できません。

具体的に内訳を明記願います。

## (2) 住宅改修に関するお願い・注意点

### ・入院中の住宅改修

介護保険における住宅改修給付は、継続して在宅生活を送るための給付です。

入院中の場合、事前確認を受けて工事をすることは可能ですが、給付の申請（7割、8割又は9割分の支払い）は退院後になるので注意してください。（万が一退院できなかった場合は支払いの対象外となります。事前に利用者へ説明してください）

### ・認定結果が出ていない段階での住宅改修について

新規申請中の利用者について、住宅改修申請をされた場合、認定結果が非該当になった場合は、介護保険給付対象外（全額自己負担）となることを理解していただいた上で、通常と同じように受付します。

### ・事前申請前の現地確認について

事前申請前の住宅改修の相談として、現地訪問確認を行うことは可能です。その後申請が行われた場合、現地訪問確認を実施したものと扱います。

### ・支給限度額のリセットについて

住宅改修の支給限度額のリセットは、3段階の区分上昇となった場合にリセットされます。ただし、要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されません。また、3段階リセットは被保険者につき1回しか適用されません。

【リセットの例】◎要支援1→要介護3、4、5◎要支援2→要介護4、5◎要介護1→要介護4、5◎要介護2→要介護5

### ・福祉用具の活用について

福祉用具を活用することにより、大掛かりな改修ではなく、安価で効果的な改修ができる可能性もあります。